

日本学術会議の組織・ガバナンス等に係る論点整理

○ 部

【要検討事項】

①部の組織・役割を見直すか。

- ・ 3部制

- ・ 部の役職・人数（部長1人・副部長1人・幹事2人）、部長の選出方法

→現行法では部長はその部の属する会員の互選によることとなっているが、その職責の重要性や日常的な業務量に鑑み、例えば、立候補者から選出するなど主体性を評価する必要があるか（「委員会」「分科会」も同様）。

②部に所属する会員の人数はどうするか。複数部への所属を認めるか。

→複数部への所属を認める場合、それぞれの部における意思決定に参画（投票等）できるようにするかどうか。

○ 委員会

【要検討事項】

① 委員会の組織・役割を見直すか。

→委員長、副委員長、幹事が果たすべき具体的役割を明確化するか（規程に明示する等。特に、幹事の役割が不明確ではないか）。

②幹事会附置委員会、機能別委員会、分野別委員会、課題別委員会それぞれについて、存続、見直し、廃止をどうするか。新規に設置すべき委員会はあるか。

→分野別委員会において、現在の30委員会を維持するか。融合的な研究分野が増えていること等を踏まえた見直しを行うか。

→分野別委員会の下に置かれる各分科会の設置数の目安を示すか。

→現行と同じく、連携会員が分科会の委員長に就任可能とするか。

※法人化後は、法律に基づき、新たに「中期的な活動計画・年度計画」、「自己点検評価」に対応する委員会の設置が必要となるのではないか。

③ 各委員会等の設置期間（常置・臨時）を見直すか。

（例）以下について設置期間を定めないこととするか。

- ・ 課題別委員会（防災減災、学術を核とした地方活性化など）

- ・ 機能別委員会で設置时限付きで置かれている分科会（科学者委員会の学協会連携分科会など）

- ・ 分野別委員会の下に置かれる各分科会（フォローアップ活動等の継続性に鑑み、設置期間を定めないことを原則とするか）

④令和8年10月より直ちに活動することを求められる委員会はあるか。それらについてどのように対応するか。

(例)・加盟国際学術団体等に対応する分科会等

・期首において、公開シンポジウム等の主催を予定している分科会等

→上記に該当する委員会の規程案（運営要綱案）を作成し、法人化後初回の役員会において決定いただくこととするか。

○ 事務局

【要検討事項】

① 事務局組織や役割について、留意すべき事項はあるか。

→例えば、意思の表出等において事務局が法令や規則との整合性の観点から助言することを可能とする（助言という役割を超えて業務を行う可能性はあるか）。